

当事者との出会いから

奈良県人権教育研究会

植野 幸子

(桜井市立城島小学校 養護教諭)

「色覚特性」への無関心と思い込み

学校で実施する色覚検査をめぐって「人権問題」という視点から、これまでこの「であい」の中で述べられてきたが、私は学校現場の養護教諭として自身を振り返りながら、私たち教職員はこれからどう行動すべきかを述べたい。

1 色覚検査廃止に無関心だった自分

学校保健法施行規則の一部改正により、2003年度の定期健康診断の必須項目から「色覚の検査」が削除された。その頃の私は「色覚検査がなくなったのか」という程度で、なぜ色覚検査がなくなったのか、どのような背景があつてそうになったのかということを知ろうともしなかった。当然「色のバリアフリー」について教職員で研修することもなく、教室に一人はいるだろう色覚特性をもつ子どもたちに対して配慮をする

こともなかった。ただ目の前の健康診断をこなすことに忙殺されていた。しかし、それは私だけではなかったのかもしれない。養護教員をはじめとする多くの教職員が「色覚検査削除」について無関心だったことが、「色覚検査復活」と思われる2014年4月及び6月の文部科学省からの通知につながったように思われる。しかし無関心だった私でさえ、この突然の通知文には違和感を覚えた。

2 思い込みが広がる

私は「何かがおかしい」と感じつつも、何がどうおかしいのかが分からなかった。その間にも奈良県では、日本眼科医会で常任理事や副会長を務める眼科医が講師として招かれ、奈良県学校保健会の理事や保健主事、養護教員などが研修を受ける機会が複数回設けられた。「色のバリアフリー」とは言いつつも、最終

的には「学校で色覚検査を実施しなければ子どもたちが進学や就職に際して不利益を被る」という内容に帰結した。しかし、その頃には「不利益を被ってきたから色覚検査が削除されたはず」と、疑問を抱く養護教員も出てきた。だがそれは少数派であり、多くの養護教員は「子どものために色覚検査をしなければ」と強く思われはじめた。

私と同じ疑問を抱く養護教員と二人で研修会の後、講師である眼科医にあれこれと質問を投げかけた。最初は紳士的に答えていた眼科医であったが、「就職をする時に『色覚異常』と分かったが、学校では色覚検査をしていなかった。あの時の校長と養護教員は誰だ！あなた保護者から訴えられますよ！」という切り口上でその場は終わったが、必須項目から削除された色覚検査を実施しないからといって訴えられることはない、

後日知人を介して弁護士の見解を得た。

3 色覚特性をもつ当事者との出会い

「色覚特性をもつ当事者で、教員を退職された人の話が聞ける学習会があるよ」と教えられ、私は新幹線で2時間程かかる地まで行き学習会に参加した。そこで学んだことは…
○「色覚異常」と診断されても大半の人は支障なく日常生活を送っている。

○石原式色覚検査表を誤読しただけで希望する進路や就職を断念させられた。

石原表が読めない⇒色が分からない⇒進学・就職制限という構図を学校での色覚検査が作りあげてきた。

○女性は「保因者」として自分に色覚特性が出現しなくても子どもに

遺伝することがあり、「色覚異常」に対する差別や偏見に直面し、辛い思いを味わわされてきた。

○学校での色覚検査が削除されたこの10年で、色覚制限が随分緩和された。

この学習会に参加したことで、私の中に立ち込めていた「何かがおかしい」という霧のような思いが払拭された。その後「日本色覚差別撤廃の会」の学習会にも参加し、当事者の方が「自分は石原式が読めないだけで、パネルD15テストもアノマロスコープもランタンテストも異常はない。色の見え方にわずかな違いがあるだけで、将来の夢や希望をどれだけ断念してきたか。悔しくてたまらない」と発言された言葉が私の胸を突き刺した。

また、あるご高齢の男性の方が書かれた文面を目にする機会を得た。そこには「石原色覚検査表を恨む男」としての思いが切々と綴られていた。

特に学校で色覚検査をやってほしくない理由

○石原式色覚検査や東京医大色覚検査は、人間の究極のプライバシーである遺伝を本人だけではなく先

祖から子孫まで暴いてしまう。人権侵害と言うよりもはや犯罪である。

○この検査で差別された人は現在でも350万人もいて、女性の保因者はその2倍もいる。その人達はいわれのない入学制限や就職差別により、くやしい、やるせない、どうしようもない怒りに満ちた人

生を送ってきたが、社会の認識不足や遺伝差別があり、誰にも言えないで一生を送った。対する眼科医会は、組織がしっかりしており、お金もありマスコミを使い、あなたも自分たちの意見が大勢であるように世間に思わせている。私たちは学校関係者のみなさんの良識だけが頼りです。

○12年前に文部科学省の英断により、学校での色覚検査が削除され日本も欧米並の国になりました。自分の色覚を知らない、遺伝を知らないで一生を終えるということは本当に幸せなことです。遺伝を知ることが不幸のどん底に落とされるほど辛く、このことは経験者、当事者でなければ絶対に分かりません。

些細な「違い」があるだけで、子どもたちの将来の可能性を「できな

い」と決めつけること。それは差別以外の何物でもない。当事者との出会いを通して、過去に自分もやってきた「色覚検査」の重さに気づき、自分がこれからやるべきことは何かを模索し始めた。

4 今、やるべきこと

色覚に関する発言をしたり文章を書いたりするように、「自分も色覚特性がある」「私は保因者で子どもは色覚特性がある」「おまえを生まなければ良かったと母親に言われたよ」。私にそう打ち明けてくれる教員仲間が増えた。教員採用でも色覚制限があったが1993年には全て撤廃された。昔は「色覚異常者は教師になれない」と言われたが、前述の教員たちはすばらしい教育実践を積んでいる。人の心の痛みが分かるからであろう。

私が勤務する桜井市では教育委員会と話し合い、一斉に希望をとって色覚検査を実施するという方法はとらないことにした。保護者には保健だより等で「お子様の色覚に不安がある場合はご相談ください」とアナウンスし、希望があれば個別に丁寧

鋭敏で必要以上にチェックがかかることや、遺伝情報が検査者に知られること、厚生労働省の雇入時健康診断で色覚検査が廃止されたこと、文部科学省は色覚特性のある児童生徒がいることを前提に配慮を行うよう求めていることなどを説明する。そしてどうしても検査をしてほしいと求められたら、本校ではCMT（色の仲間テスト）を実施（エビデンスがないという意見もあるが、私は医者ではないので学校生活で困るかどうかがわかればよい）する。その先はプロである眼科医の出番であると考えてる。

奈良県人権教育研究会は「すべての子どもの進路・学習保障」を取組の重点として掲げてきた。色覚の問題はまさに子どもの進路・学習保障をどうするかという課題を突きつけている。あの「色覚検査のすすめ！」のポスターに子どもの進路を委ねるのか、色覚制限で不利益を被らうとしていない子どもに寄り添い、「石原式で決めないでこの子の力を実技で見てほしい」と掛け合う教員でいるのか。「子どもたちの夢と希望を実現する人権教育」を体現すべく取組を私たちはやらなければならない。